

遊亀公園・附属動物園
整備及び管理運営事業

指定管理業務に関する基本仮協定書（案）

令和8年4月

甲府市

※ 本指定管理業務に関する基本仮協定書（案）は、現時点において想定される指定管理業務に関する事項を記載したものであり、設置等予定者が提出した公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業 指定管理業務に関する基本仮協定書（案）

甲府市（以下「市」という。）並びに●●、●●、●●及び●●（以下、市による指定前の候補者を含み、総称して「本指定管理者」という。）は、市と設置等予定者間で令和8年●月●日付で締結した遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業基本合意書に基づき、遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業（以下「本事業」という。）における指定管理業務の実施に関して、次のとおり指定管理業務に関する基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。【注：コンソーシアムにてSPCを設立する場合、本協定の当事者はSPCとなることを想定。】

なお、本書は仮契約であって、以下の各号がいずれも満たされた場合には、これを本契約とする（以下、本契約となった日を「本協定の締結日」という。）。ただし、令和8年●月末日までに以下の各号が満たされず本契約として成立しないときは、本書は無効となり市は損害賠償の責を負わない。

- (1) 都市公園法第5条の5第1項の規定に基づき公募設置等計画が認定されたこと。
- (2) 甲府市議会が本指定管理者を特定公園施設を含む遊亀公園・附属動物園内の用地及び建物（公募対象公園施設、利便増進施設及び動物園の飼育関連施設に係る部分を除く。以下「本施設」という。）の指定管理者として指定する議案、特定公園施設の取得に関する議案及び市が本事業に関連して負担する債務（本書に基づくものを含むがこれに限られない。）について債務負担行為として承認する議案を可決したこと。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市と本指定管理者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 本指定管理者は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本協定により本指定管理者が行う本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 市及び本指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第4条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1又は本協定に別段の定めがある場合を除き、市及び本指定管理者間で本協定と同日付で仮契約が締結された遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業Park-PFIに関する実施協定書（以下「Park-PFI実施協定」という。）の定めに従う。

（対象施設）

第5条 本施設は、別紙2に掲げる管理施設及びその附帯設備等並びに管理備品（以下「管理物件」という。）からなる。

2 本指定管理者は、管理物件について、市の承諾を得ないで他の用途に供し、若しくはその現状を変更し、又は転貸してはならない。

3 本指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理し、常に良好な状態に保たなければならない。

4 本指定管理者は、市が管理物件に係る利用規則その他注意事項を別に定めて通知したときは、これを遵守しなければならない。

（指定期間等）

第6条 市が本指定管理者を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和●年●月●日から令和●年●月●日又は指定の取消しが行われた日までとする。

2 本業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、最初の事業年度は、指定期間の開始日からその直後の3月31日までとし、最終の事業年度は指定期間の終了日の属する年度の4月1日から指定期間の終了日までとする。

（協定期間）

第7条 本協定の期間は、本協定の締結日から指定期間の終了日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施等

（本業務の範囲）

第8条 市は、甲府市都市公園条例（昭和32年条例第52号。以下「条例」という。）第3条の2の規定に基づき、本施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者をいう。以下同じ。）である本指定管理者に、条例第3条の3第4号の規定のほか本事業関連書類に定める業務を行わせるものとする。

（管理の基準）

第9条 本指定管理者は、管理物件の管理について、都市公園法、条例、甲府市都市公園条例施行規則（昭和35年規則第44号。以下「規則」という。）、遊亀公園附属動物園規則（昭和33年規則第36号。以下「動物園規則」という。）その他関係法令等の規定に定めるところに従い、善良なる管理者の注意をもって、誠実かつ公正に行わなければならない。この場合において、本指定管理者が行う施設の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用料金の減免及び還付については、条例、規則及び動物園規則の定めるところにより行わなければならない。

(2) 関係条例等に規定する施設の利用時間及び休園日並びに開園時間を変更するときは、あらかじめ市の承認を受けるとともに、十分な周知期間を設けなければならない。

- (3) 入園口等の門扉の開閉時間は、市及び本指定管理者で協議のうえ、市が定めるものとする。
- (4) 条例第4条に規定する禁止行為を行うものに対して、直ちに行為の中止を指導するとともに、市に報告するものとする。
- (5) イベント等を実施又は変更するときは、あらかじめ市の承認を受けなければならない。
- (6) 本施設又は施設等の利用者（以下「利用者」という。）に事故が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければならない。
- (7) その他適正な管理を行うため、市が必要と認める事項。

（市が行う業務の範囲）

第10条 次の業務については、市が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可（法第238条の4第7項）に関すること。
- (2) 管理物件の改造、増築、移設及び大規模な修繕業務に関すること。
- (3) 遊亀公園附属動物園（以下「動物園」という。）の飼育関連施設等の設計・整備・保守管理に関すること。
- (4) 動物園において飼育している動物の管理に関すること。

（本業務の範囲等の変更）

第11条 市又は本指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって、本業務の範囲及び業務仕様書の変更を求めることができる。

- 2 市又は本指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲等の変更及びそれに伴う指定管理料の額の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（本業務の実施）

第12条 本指定管理者は、条例、規則、動物園規則その他関係法令等のほか、本協定、年度協定、Park-PFI 実施協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画を遵守のうえ、管理を誠実かつ公平に実施するとともに、利用者の安全かつ快適な利用を確保するものとする。

- 2 本協定、年度協定、Park-PFI 実施協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画の内容に矛盾又は齟齬がある場合、本協定、年度協定、Park-PFI 実施協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画の順にその解釈が優先する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公募設置等計画に記載された性能又は水準が、公募設置等指針等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で公募設置等計画の内容が優先する。
- 4 本指定管理者は、本業務の実施その他本協定及び本事業関連書類に基づく本指定管理者の義務を連帯して履行する責任を負う。

（準備業務）

第13条 本指定管理者は、指定期間の開始前に、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うものとする。

- 2 本指定管理者は、本業務を実施するために許認可が必要な場合は、本指定管理者の責任において、それを取得しなければならない。

3 前二項の実施に要する費用は、本指定管理者の負担とする。

(甲府市行政手続条例の適用)

第14条 本指定管理者は、甲府市行政手続条例（平成9年条例第5号）に規定する行政庁とみなされることから、同条例の規定を遵守しなければならない。

(本施設の改造等)

第15条 本施設の改造、増築、移設については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 本施設の修繕については、大規模修繕（1件あたりの費用が20万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものとして市が認定したものに限り。）については市の費用と責任において実施するものとし、それ以外の修繕については本指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、あらかじめ市の承認を得た上で、本指定管理者が自己の費用と責任において大規模修繕を行うことも妨げられない。

(緊急時対応・防犯対策マニュアルの作成)

第16条 本指定管理者は、本施設内における災害、犯罪、事故、苦情の発生に対し、利用者等の安全確保に努めるため、緊急時の利用者等の避難誘導や安全確保及び被害状況や対応状況等について市を含む関係機関への通報・報告要領等について、事前に市と協議のうえ、マニュアルを作成しなければならない。

(緊急時の対応)

第17条 指定期間中、本業務の実施に関連して、災害、事件、事故、急病等（以下「緊急事態」という。）が発生した場合は、本指定管理者は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を直ちに通報し、その指示に従うものとする。

2 本指定管理者は、緊急事態による危険が回避された後、市と協力して緊急事態の原因調査に当たるものとする。

3 本指定管理者は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、本項において「災害時等」という。）には、市と本指定管理者との間において別途締結する「災害時における施設利用の協力に関する協定書」に基づき、災害時等の対応を行うものとする。

(苦情等の処理)

第18条 本指定管理者は、本業務の実施に関し利用者や地元住民等から苦情又は要望を受けたときは、必要に応じて市に報告又は協議を行った上で迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(守秘義務)

第19条 本指定管理者は、本業務の実施によって知り得た情報や一般に公開することができない情報を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 本指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託した場合には、当該第三者が本業務を行うに

あたり、業務上知り得た情報や一般に公開することができない情報を当該第三者以外の者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。

- 3 前二項の規定は、指定期間が満了し若しくは指定を取り消され、又は本業務に従事する者がその職務を退いた後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 本指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び市が定める個人情報の保護に関する諸規定を遵守し、本業務を通じて取得した個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるとともに、知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。指定期間が満了し若しくは指定を取り消され、又は本業務に従事する者がその職務を退いた後においても同様とする。

- 2 本指定管理者は、次条第1項に基づき本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該受託者にも個人情報の保護義務を遵守させなければならない。
- 3 個人情報の取扱いについては、前二項の規定によるほか、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第21条 本指定管理者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本指定管理者が直接処理することが困難な場合、又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合は、本協定及び本事業関連書類に従い、市と事前に協議して承諾を得たうえで、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。【注：契約当事者がSPCとなる場合、本項の例外として、SPCがコンソーシアム構成員へ本業務を再委託することを予め市が承認する旨の規定を追加予定。】

- 2 前項ただし書の規定により第三者に委託し、又は請け負わせるときは、本指定管理者は、契約状況等を市に報告しなければならない。
- 3 市は、本指定管理者に対して、第三者に委託し、又は請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 第1項ただし書きの規定により本指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて本指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して当該第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて本指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、本指定管理者が負担するものとする。

(情報公開)

第22条 本指定管理者は、本業務を行うにあたって保有する文書の公開に努めなければならない。

- 2 本指定管理者は、甲府市情報公開条例（平成12年条例第42号）及び同条例施行規則に基づき、市を通じて、本業務を行うにあたって保有する文書の開示請求があったときは、速やかに、これに応じなければならない。

(文書等の管理及び保存)

第23条 本指定管理者は、本業務に係る文書、図画、写真、映像、電磁的記録、経理関係書類

等（以下「文書等」という。）を適正に管理しなければならない。

- 2 本指定管理者は、文書等を作成し、又は指定期間が満了し若しくは指定を取り消された後 10 年間保存しなければならない。
- 3 本指定管理者は、前項に規定する保存期間を経過した文書等を、市の承認を得て、確実に廃棄しなければならない。
- 4 本指定管理者は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、本指定管理者が管理している文書等であって市が指定するものを、市又は市が指定する者に対して引渡さなければならない。

（暴力団等の排除）

第 24 条 本指定管理者は、本業務の実施にあたり、甲府市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないようにするとともに、暴力団との関係の遮断その他自主的な暴力団の排除に取り組むよう努めるものとする。

（意図的に削除）

第 25 条 （意図的に削除）

第 3 章 備品等の扱い

（備品及び施設・設備の取扱い）

第 26 条 市は、別紙 2 に掲げる管理備品を無償で本指定管理者に貸与する。

- 2 本指定管理者は、管理備品を転貸してはならない。
- 3 本指定管理者は、管理備品を本業務の目的以外に使用してはならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。
- 4 本指定管理者は、管理備品を甲府市物品管理規則（昭和 62 年規則第 2 号）に準拠して管理し、同規則に定められた備品の物品出納簿に準拠した帳簿を調べ、適切に管理しなければならない。
- 5 管理備品が次項に定める事由以外の事由により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、当該管理備品の購入又は調達について、1 件あたりの費用が 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものについては市の費用と責任において実施するものとし、それ以外の管理備品の購入又は調達については本指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 6 本指定管理者は、故意又は過失により管理備品を損傷滅失した場合、管理備品を紛失した場合又は盗難に遭った場合、市に対し、本指定管理者の費用で当該管理備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、あるいは弁償しなければならない。ただし、市との協議によって、市が当該管理備品の弁償を要さない旨を認めた場合は、この限りではない。
- 7 本指定管理者は、第 1 項に定めるもののほか、市の所有に帰属する施設、設備について、本業務の範囲内において、無償で使用することができるものとする。
- 8 本指定管理者は、市の所有に帰属する施設、設備及び備品について、常に善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

（本指定管理者による購入等）

第27条 本指定管理者は、本業務の用に供するため、本指定管理者の任意により備品を購入し、又は調達することができるものとする。ただし、備品の調達はあらかじめ市と協議し、市の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、本指定管理者が指定管理料又は利用料金収入により購入した備品は、市の所有に帰属するものとする。

3 第1項の場合において、本指定管理者が指定管理料又は利用料金収入によらずに購入した備品は、本指定管理者の所有に帰属するものとする。

4 本指定管理者は、前項の規定に基づき購入し、又は調達した備品について、管理備品と区別し、適正に管理しなければならない。

5 本指定管理者は、第2項の規定に基づき市の所有に帰属する備品について、前条第1項の備品と同様に、常に善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

6 本指定管理者は、指定期間が満了し、若しくは指定を取消されたときは、第1項の規定に基づき購入し、又は調達した備品（市の所有に帰属するものを除く。）を本指定管理者の責任と費用により撤去・撤収するものとする。ただし、市及び本指定管理者の協議のうえ、市又は市が指定するものに引継ぐことができるものとする。

7 本指定管理者が実施する施設、設備に関する修繕及び工事のうち、指定管理料又は利用料金収入により実施したものについては、市の所有に帰属するものとする。

8 本指定管理者は、毎事業年度終了後、前項に係る費用を市に報告するとともに、その費用の処理について、市及び本指定管理者で協議のうえ、適正に処理するものとする。

第4章 業務実施に係る確認事項等

（組織体制）

第28条 本指定管理者は、本業務を適正かつ円滑に履行できるよう、本業務に関する体系的な組織体制を構築するものとする。

（事業計画書等）

第28条の2 本指定管理者は、市が指定する期日までに別途市が定める様式により、次の各号に示す事項を記載した事業計画書を市に提出し、本業務の開始前に市の承認を得なければならない。事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 本業務の実施に関する事項
- (2) 自主事業の実施に関する事項
- (3) 本業務の体制に関する事項
- (4) 本業務に要する経費に関する事項
- (5) その他市が指示する事項

2 市は、前項の規定により提出された事業計画書について変更の必要があると認めるときは、本指定管理者に対してその変更を指示することができる。

（業務責任者）

第29条 本指定管理者は、本業務を適正かつ円滑に履行するため、公募設置等計画及び事業計画書に基づき、指定期間中、本業務の全体を総合的に把握し調整を行う業務責任者を1名定め、

市に報告しなければならない。責任者を変更する場合も同様とする。

- 2 市は、本指定管理者の配置した業務責任者が本業務の実施に際し不相当と認めたときは、その理由を付した書面により当該業務責任者の変更を求めることができるものとする。
- 3 本指定管理者は、前項に基づく市の求めに応じて、業務責任者を変更したことにより、本指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、当該増加した費用又は損害について、市に対し、いかなる費用の負担も求めることができないものとする。

(従業員)

第30条 本指定管理者は、本業務を適正かつ円滑に履行するため、公募設置等計画及び事業計画書に基づき、必要な従業員を確保し、適正に配置しなければならない。

- 2 市は、本指定管理者による従業員の配置が本業務の実施に際し不相当と認めたときは、その理由を付した書面により当該配置の変更を求めることができるものとする。
- 3 本指定管理者は、前項に基づく市の求めに応じて、従業員の配置を変更したことにより、本指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、当該増加した費用又は損害について、市に対し、いかなる費用の負担も求めることができないものとする。
- 4 本指定管理者は、すべて本指定管理者の責任及び費用において、従業員の労働安全衛生管理を行うものとする。

(教育の実施)

第31条 本指定管理者は、本業務を適正かつ円滑に履行するため、責任者及び従業員に対し、必要な教育及び研修等を実施するよう努めなければならない。

(意図的に削除)

第32条 (意図的に削除)

(人事の異動時についての事前報告)

第33条 本指定管理者は、本施設の管理に従事する者を異動しようとするときは、事前に市に報告するものとする。この場合において、本業務の実施に著しい支障が生じると市が認めるときは、異動についての見直しを求めることがある。

(業務日報)

第34条 本指定管理者は、本業務に係る日々の実施状況を記録するため、次に掲げる事項を記載した業務日報を作成しなければならない。

- (1) 当該日の本業務の実施状況に関する事項（各種事業の実施状況、利用の許可の状況、利用料金等の収入状況等）
 - (2) 当該日の意見・要望、苦情、怪我・事故等の内容及び対応状況に関する事項
 - (3) 業務従事者の配置に関する状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項
- 2 市は、必要に応じて、随時前項の業務日報の提出又は本業務全般に関する実施状況の報告を本指定管理者に求めることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事態が発生した場合、本指定管理者は直ちに市に報告しなければならない。

- (1) 本業務の全部又は一部を休止する必要が生じた場合、又はそのおそれがある場合
- (2) 本施設において事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (3) 労働基準監督署からの是正勧告や自己点検等により、各種法令等違反の状態が判明した場合
- (4) その他本業務の実施に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

(月次報告)

第35条 本指定管理者は、毎月終了後翌月10日以内に、次に掲げる事項を記載した月次報告書を市が指定する期日までに市に提出しなければならない。

- (1) 当該月の本業務の実施状況に関する事項（各種事業の実施状況、利用の許可の状況、利用料金等の収入状況等）
 - (2) 管理運営に係る経費の収支
 - (3) 当該月の人員配置に関する事項（月間配置時間表（シフト表）、勤務実績簿等）
 - (4) 当該月の意見・要望、苦情、怪我・事故等の内容及び対応状況に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項
- 2 本指定管理者は、指定を取消され、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合は、その月の月次報告書の提出について、甲の指示に従うものとする。

(年次報告)

第36条 本指定管理者は、毎年度終了後又は指定期間満了後60日以内に、本施設に関する次に掲げる事項を記載した年次報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取消されたときは、その取消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の年次報告書を提出しなければならない。

- (1) 当該年度の本業務の実施状況に関する事項（各種事業の実施状況、利用の許可の状況、利用料金等の収入実績等）
 - (2) 当該年度の本業務に係る収支に関する事項（収支決算書）
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項
- 2 市は、必要があると認めるときは、年度報告書の内容その他関連する事項について、本指定管理者に対して説明書の提出又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 3 本指定管理者は、毎事業年度、決算確定後速やかに、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書又は資金計画に関する資料その他必要な書類を市に提出しなければならない。

(業務実施状況の確認)

第37条 本指定管理者は、利用者から意見や満足度、要望等を聴取し、利用者サービス水準の向上を図るため、市と協議のうえ、すべて本指定管理者の責任及び費用において、毎年度、利用者モニタリングを行わなければならない。

- 2 本指定管理者は、前項における調査の結果について分析及び評価を行い、その内容を市に遅滞なく報告するとともに、業務改善に努めるものとする。
- 3 市は、本指定管理者の業務実施状況等を確認することを目的として、随時、本業務の実施状況や収支状況等について説明を求め、管理物件へ立ち入り、又は必要な報告若しくは帳簿、書類等の提出を求めることができる。この場合において、本指定管理者は、合理的な理由がある場

合を除いて、これを拒んではならない。

(市による業務の改善指示)

第38条 市は、本業務が適正に実施されていない場合は、本指定管理者に対して業務の改善を指示するものとする。

2 本指定管理者は、前項に定める業務の改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じ、改善結果について文書により市に報告し、市の承認を得なければならない。

第5章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料の額及び支払方法)

第39条 市は、本指定管理者に対して、本業務に係る指定管理料を支払うものとする。

2 市が本指定管理者に対して支払う指定管理料の詳細については、市の予算の範囲内において別途締結する年度協定に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第40条 市又は本指定管理者は、指定期間中にやむを得ない事由(賃金水準又は物価水準の著しい変動による場合を含むがこれに限られない。)、又は市の決定に起因する事由(本事業の事業内容、用途又はサービス等の変更を含むがこれに限られない。)により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知(当該通知において希望する変更後の指定管理料を提示するものとする。)をもって指定管理料の変更を申出ることができるものとする。

2 市又は本指定管理者は、前項に規定する申出を受けた場合において、相手方の主張するやむを得ない事由が存在すると認めるときは、協議に応じなければならない。

3 指定管理料の変更の要否及び額の変更等については、前項に規定する協議により決定するものとする。

(利用料金等の収受・決定)

第41条 本施設の利用料金は、本指定管理者が、条例、規則又は市長が別に定める利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に市の承認を受けるものとする。

2 利用料金は、本指定管理者の収入とする。

3 本指定管理者は、条例、規則又は市長が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができるものとする。

4 市は、条例、規則又は市長が別に定める利用料金の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ本指定管理者と協議するものとする。

5 指定管理者は、条例、規則又は市長が別に定める動物園に係る入園料を収受のうえ、市の指定する時期に市の指定する方法により、市に引き渡すものとする。

(口座の管理及び経理の区分)

第42条 本指定管理者は、指定管理料及び利用料金による収入を専用の口座で管理するとともに、銀行等の通帳及び会計帳簿等他の事業から区分のうえ、本施設の収支状況が明らかにな

るよう経理を明確にしなければならない。

- 2 本指定管理者は、会計年度毎に収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにするとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(インセンティブの額及び支払方法)

第42条の2 【注：募集要項に記載のインセンティブの支払いに関する規定を追加予定。】

第6章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第43条 本業務の実施に係る市及び本指定管理者のリスク分担は本協定のほか、Park-PFI 実施協定の定めるところに従う。

(損害賠償等)

第44条 本指定管理者は、本指定管理者の責に帰すべき事由により、管理物件を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 本指定管理者は、本指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者（利用者等を含む。）に損害を与えた場合には、市の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は本指定管理者に対して求償権を有するものとする。
- 4 市は、市の責に帰すべき事由により本指定管理者に損害を与えた場合は、本指定管理者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(保険)

本指定管理者は、本業務の実施に当たり、自己の責任及び費用において必要に応じて各種保険に加入することができるものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第45条 不可抗力により本指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、本指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。
- 2 市は、前項の通知を受け取った場合は、損害状況の確認を行った上で、本指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。
 - 3 不可抗力により本指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、本指定管理者が加入した保険により補てんされた金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

(不可抗力による業務実施の一部免除)

第46条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力により本業務の一部の実施ができなくなると認められるときは、本指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本業務の履行を行わないことができる。

- 2 本指定管理者が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、市は、本指定管理者との協議のうえ、本指定管理者が本業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。
- 3 前項の場合において、既に指定管理料の支払いを終えているときは、市は、本指定管理者が受領した指定管理料のうち減額分の費用の返還を求めることができるものとする。

(休館等によって発生した費用の負担)

第47条 市の責に帰すべき事由により、管理物件を臨時休館その他施設の一部の利用を停止した場合において、本指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、本指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

- 2 市は、前項の通知を受け取った場合は、損害状況の確認を行った上で、本指定管理者と協議を行い、費用負担等を決定するものとする。
- 3 本指定管理者の責に帰すべき事由により、管理物件を臨時休館その他施設の一部の利用を停止した場合において、本指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については本指定管理者が負担するものとする。

第7章 指定期間の満了及び指定の取消し

(業務の引継ぎ等)

第48条 本指定管理者は、本協定の終了に際し、本施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、市又は市が指定する者に管理物件及び本業務に必要な書類を速やかに引き渡すとともに、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 本業務の引継ぎ等に係る費用は、原則として本指定管理者が負担するものとする。
- 3 市は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、本指定管理者に対して市又は市が指定する者による管理施設の視察をさせることができるものとする。この場合において、本指定管理者は、合理的な理由のある場合を除いて、これを拒むことができないものとする。

(原状回復義務)

第49条 本指定管理者は、本協定の終了(ただし、指定期間の終了後、続けて本指定管理者が本施設の指定管理者として指定された場合を除く。)までに、指定期間の開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 市は、本指定管理者が正当な理由なく、前項に規定する原状回復義務を怠ったときは、本指定管理者に代わって原状回復のために必要な措置を講ずるものとし、この措置に係る費用は本指定管理者の負担とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市は、管理物件の全部又は一部を原状に回復することなく、別途市が定める状態で明け渡すよう指示することができるものとする。

(市による指定の取消し等)

第50条 市は、法第244条の2第11項の規定に基づき、本指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 本指定管理者が法第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の求め又は調査に対して、これに応じず、虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 本指定管理者が法第 244 条の 2 第 10 項の規定による市の指示に従わないとき。
- (3) 法令等又は本協定、基本合意書若しくは Park-PFI 実施協定等に違反したとき。
- (4) 本指定管理者が募集要項等に定める資格要件を失ったとき。
- (5) 甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 16 号）第 3 条の規定により申請した際に本指定管理者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 本指定管理者の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと市が判断したとき。
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、本指定管理者に本業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) 本指定管理者による本業務が行われないうとき。
- (9) 本指定管理者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 本指定管理者の役員等（本指定管理者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が本指定管理者に対して当該契約の解除を求め、本指定管理者がこれに従わなかつたとき。
- (10) 業務に際し不正行為があつたとき。
- (11) 条例又は規則に定める基準に適合しなくなつたとき。
- (12) 基本合意書又は Park-PFI 実施協定が本指定管理者の責に帰すべき事由により解除されたとき。

- (13) その他本指定管理者に本業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と市が判断したとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、既に指定管理料の支払いがされているときは、本指定管理者は市の定めるところにより指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、本指定管理者に生じた損害、損失又は増加費用について、市は責を負わない。

(不可抗力による指定の取消等)

- 第51条 市は、不可抗力の発生により本業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は停止を行うことができるものとする。
- 2 前項の規定により指定を取り消し又は停止された場合において、既に指定管理料の支払いがされているときは、市及び本指定管理者で協議のうえ、本指定管理者は、指定管理費の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により取消し又は停止を行うことにより本指定管理者に発生する損害、損失又は増加費用の負担については、市と本指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定取消し後の処理)

- 第52条 前二条の規定により本指定管理者が指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、市は、本指定管理者に対して指定管理料が未払いの場合は、本指定管理者が管理を行った期間に応じて市が計算する指定管理料を本指定管理者に支払うものとする。
- 2 本指定管理者は、本指定管理者の責に帰する事由により指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、市に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定期間終了時の取扱い)

- 第53条 第23条、第44条から第47条の規定は、第51条第1項及び第52条第1項の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。

第8章 その他

(延滞利息)

- 第54条 市又は本指定管理者が、本協定に基づき行うべき支払いを遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める遅延利息の率で計算した額の延滞利息を、相手方に支払わなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第55条 本指定管理者は、本協定及び指定管理者に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第56条 本指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 本指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市が指定する期日までに、自主事業計画書及び収支予算書を市に提出し、市の承認を得なければならない。自主事業計画書又は収支予算書に変更がある場合も同様とする。

3 市は、前項の承認に際して条件を付すことができるものとする。

4 本指定管理者は、毎年度終了後又は指定期間満了後 60 日以内に、自主事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取消されたときは、その取消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の自主事業報告書及び収支決算書を市に提出しなければならない。

5 自主事業に関するリスクは、本協定の他の規定にかかわらず、すべて本指定管理者の負担とする。

(自動販売機に係る取扱い)

第57条 本指定管理者が自動販売機設置事業者を選定する場合、合理的な理由がある場合を除き、原則として競争性を働かせた選定方法により行わなければならない。

2 本指定管理者が設置した自動販売機による収益は本指定管理者に帰属するものとする。

(環境への配慮)

第58条 本指定管理者は、本業務の実施にあたり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

(1) 電気、水等の使用料削減に向けた取組みを進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めること。

(2) 廃棄物の発生を抑制し、適正処理を図るとともに、リサイクルの推進を図ること。

(市内企業への優先発注等)

第59条 本指定管理者は、修繕等の発注又は物品若しくは役務の調達にあたって、適正な履行の確保を図ることができる範囲において、甲府市物品供給競争入札参加資格の認定を受けているものを可能な限り活用するよう配慮するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第60条 本協定に関する市及び本指定管理者の間の請求、通知、申出、報告、承諾、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合又は市が特別に認めた場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して市及び本指定管理者の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して市及び本指定管理者の間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(重要事項の変更の届出)

第61条 本指定管理者は、その名称、定款、本店、本業務に係る支店又は事業所の所在地、代表者その他本施設に係る重要事項を変更するときは、あらかじめ市に届け出るものとする。

(年度協定の締結)

第62条 本業務の実施に当たり、市及び本指定管理者は、毎事業年度、事業年度の開始日まで
に次に掲げる事項について年度協定を締結するものとする。

- (1) その事業年度に本指定管理者が行う業務の内容
- (2) その事業年度に市が本指定管理者に支払う指定管理料の額及び支払方法

(協定の改定)

第63条 本業務に関し、第11条の規定により本業務の範囲等を変更し、又は特別な事情が生じ
たときは、市及び本指定管理者で協議のうえ、本協定を改定することができるものとする。

(解釈)

第64条 市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しく
は報告を求めたことをもって、市が本指定管理者の責任において行うべき本業務の全部又は一
部について、その責任を負担するものと解釈してはならない。

(通知等)

第65条 本協定に基づく市による本指定管理者に対する通知等は、代表法人宛に行うものとし、
本指定管理者による市に対する通知等は、代表法人から行うものとする。

(疑義についての協議等)

第66条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事
項については、市及び本指定管理者で協議のうえ、これを定めるものとする。

(議会等からの各種調査等への協力)

第67条 本指定管理者は、甲府市議会等からの各種調査等について、市からの対応の依頼があ
った場合には、誠実に対応するものとする。

(裁判管轄)

第68条 本協定に関する紛争は、甲府地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書●通を作成し、市及び本指定管理者は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年●月●日

市：

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市

代表者 甲府市長 樋口 雄一 印

本指定管理者：

代表法人

構成法人

構成法人

構成法人

別紙1 用語の定義

- (1) 「インセンティブ」とは、市が本指定管理者に対し、動物園の運営結果に応じて支払う金銭をいう。
- (2) 「指定管理料」とは、市が本指定管理者に対して支払う本施設の管理に要する経費のことをいう。
- (3) 「想定入園料」とは、各年度において年間入園者数目標数を基に市が算出した、当該年度における入園料の合計金額をいう。
- (4) 「入園料」とは、動物園に係る年間パスポート料、年間パスポートギフト料、大人入園料（通常料金、団体割引、その他割引を含む。）、小人入園料（通常料金、団体割引、その他割引を含む。）をいう。
- (5) 「年間入園者数目標数」とは、各年度における動物園への入園者の総数の目標数をいい、当初は21万人とする。
- (6) 「年間入園料」とは、各年度における入園料の合計金額をいう。
- (7) 「年度協定」とは、本協定に基づき、市と本指定管理者が指定期間中に毎事業年度開始日までに締結する協定のことをいう。
- (8) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震若しくは公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は本指定管理者のいずれの責にも帰さないものをいう。ただし、本施設の利用者数の増減及び法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- (9) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (10) 「暴力団員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (11) 「暴力団密接関係者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む。）
 - ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的な

ものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む。）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む。）

(12) 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

(13) 「利用料金」とは、本施設の利用の対価として本指定管理者に対して支払われる施設利用料（ただし、自動販売機の設置料、動物園に係る入園料を除く。）のことをいう。

(14) 「利用料金等」とは、利用料金及び動物園に係る入園料をいう。

別紙2 管理物件

1 管理施設

2 附帯設備等

3 管理備品

【年度協定において定める。】

別紙3 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 本指定管理者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 本指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不適な目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 本指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に利用してはならないこと及びその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 本指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 本指定管理者は、この協定による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 本指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な処置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 本指定管理者は、市の指示又は承認があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(作業場所の指定)

第6 本指定管理者は、市の承認があるときを除き、この協定による個人情報を取り扱う業務を処理するときは、市の指定する場所において行わなければならない。

(複写、複製及び持ち出しの禁止)

第7 本指定管理者は、市の承認があるときを除き、この協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又は市が指定する作業場所等から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第8 本指定管理者は、市の承認があるときを除き、この協定による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第9 本指定管理者は、この協定による業務を処理するために、市から引き渡され、又は自ら編集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第10 本指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(実地調査)

第11 市は、本指定管理者がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第12 市は、本指定管理者がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認めるときは、本指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13 市は、本指定管理者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。